

令和元年10月1日から、



教習料金にかかる  
消費税率は **10%** に

指定自動車教習所では、消費税を円滑に転嫁する特別措置法に基づいて教習料金にかかる消費税を適正に上乗せすることを取り決めています。

そのため、変更前に8%税率で教習料金をお支払い頂いた場合

(増税前に教習、検定チケットを購入した場合でも)

**税率変更後に受講する教習料金、技能検定料金等には  
新税率10%が適用されます。**

この場合に生じる2%の差額は、ご卒業時に精算させて頂くこととなります。

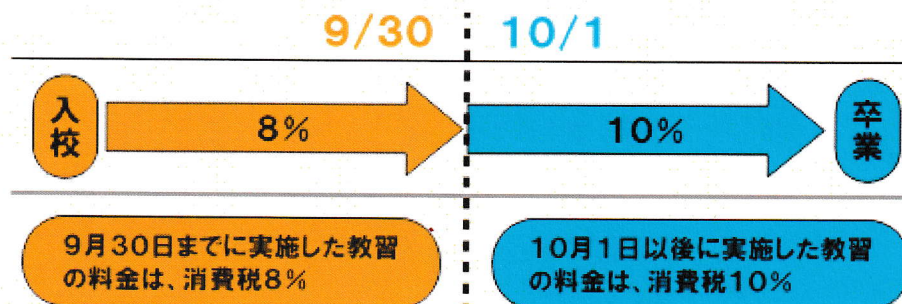
**お誕生日の関係もございますが、可能な方は増税前に入校して  
増税前に卒業することをお勧めいたします。**

教習生や保護者の皆様におかれましては、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

## 10月1日以後の消費税率について

○令和元年10月1日以後の教習の料金にかかる消費税率は、10%となります。

○令和元年9月30日までに教習所に入所していても、10月1日以後に実施した教習の料金については、10%の消費税がかかります。



宮城県公安委員会指定

(一社)宮城県交通安全協会

宮城自動車学校